

令和8年度首都圏における物産振興・魅力発信イベント実施事業 企画提案要領

1 事業名

令和8年度首都圏における物産振興・魅力発信イベント実施事業

2 趣旨及び目的

首都圏において、物産展を通じて群馬県の魅力的な物産情報等を広く発信するとともに、本県の魅力を広く効果的に発信するイベントを開催することにより、本県の物産振興やイメージアップ等を図る。

3 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

4 予算限度額

6,000千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

- ・本予算額は、あくまで本プロポーザルにおける企画提案書作成のための積算条件の一つであり、この範囲内で積算してください。また、積算にあたっては、提案する企画に係る一切の経費を見込み、その内訳を記載してください。
- ・応募に要する経費は含みませんので、自己負担となります。
- ・採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積をお願いいたします。

5 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

6 応募資格

次の条件の全てを満たしていること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること
- (2) 破産宣告を受け復権していない者でないこと
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- (5) 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- (6) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者

7 スケジュール

項目	スケジュール
公募開始	令和8年4月15日(水)
質問受付	令和8年4月15日(水)～令和8年4月30日(木)17時まで
質問回答	令和8年4月15日(水)～令和8年5月1日(金)
企画提案書提出期限	令和8年5月8日(金)17時必着
書類審査	令和8年5月下旬
審査結果通知	令和8年6月上旬
契約締結	令和8年7月上旬(予定)

8 質問受付

仕様書や募集内容等に関する質問を以下のとおり受け付けます。

(1) 実施方法

質問フォーム（以下URL）にアクセスの上、質問事項を入力し送信してください。

また、送信後に必ず電話(03-5212-9106)にて受信を確認してください。

【質問フォーム】<https://forms.cloud.microsoft/r/6GecUpkxhu>

(2) 受付期間

令和8年4月15日(水)～令和8年4月30日(木)17時まで

(3) 回答方法

令和8年4月15日(水)～令和8年5月1日(金)に、電子メールにより質問者に対して回答します。

なお、質疑の内容によっては、公平性を担保するため、質問と回答を併せて群馬県ホームページで公表することがあります。

9 企画提案書の提出

(1) 提出書類

ア 企画提案書表紙（様式1）

イ 企画提案書（任意様式）

企画提案書には次の内容を必ず記載すること

① 別添仕様書「4業務内容」の実施に関する具体的内容（物産展及び魅力発信イベントの開催場所等の提案を記載すること）

② 業務実施体制（任意様式）

③ 費用積算（見積書）（任意様式）

業務の実施に直接必要な経費の内訳を明記してください。

あて名は、「群馬県東京事務所長 井上 太」としてください。

見積書の内訳には、各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記してください。

見積額が予算限度額を超えた場合は失格とします。

(2) 添付書類

ア 誓約書（様式2（群馬県暴力団排除条例第7条関係））

イ 法人登記簿謄本（3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可）

ウ 決算書（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分））

エ 会社案内パンフレット、応募者の概要が分かる資料、同種・類似業務の実績等

(3) 提出方法

電子メール（PDFファイル）にて提出（令和8年5月8日(金)17時必着）

送信先：g-info@pref.gunma.lg.jp

※送信後に必ず電話(03-5212-9106)にて受信を確認すること。

(4) その他

提出書類の再提出は、提出期限内に限り認めます。

10 優先交渉者の選定

(1) 選定方法

提出された企画提案書に基づいた書類審査により選定します。

(2) 審査方法

「首都圏における物産振興・魅力発信イベント実施事業に係る審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）において、「(3)提案評価項目及び評価基準」により、書類審査を行います。

(3) 提案評価項目及び評価基準

評価項目		評価基準	配点
企画力	事業の理解度	・ 事業の趣旨を理解した提案になっているか ・ 仕様書の内容を理解しているか	10
	会場選定及び運営	・ 集客力や発信力がある会場であるか ・ 円滑に運営するためのスキームが考えられているか	20
	物産展テーマ設定、イベント企画及び商品選定	・ 物産展の会場ごとに魅力的でユニークなテーマ設定がなされており、PR効果が見込めるか ・ 群馬県の魅力を効果的に発信するイベントが企画されているか ・ テーマ性があり魅力ある商品を選定できるか	40
実績・実施体制		・ 本業務に類する実績を有しており、その経験等を十分に活かすことが期待できるか ・ 提案内容を実施できる人員が確保されているか	20
提案価格		・ 見積金額の積算は妥当であるか ・ 価格の点で優れた提案となっているか	10
合計得点			100

(4) 審査結果の通知

選定の結果については、令和8年6月上旬に通知します。

(5) 留意事項

次のいずれかに該当するときは、優先交渉者としての選定を取り消します。

- ア 提出書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき
- イ 審査委員又はその関係者に接触を求める等、評価の公平性を害する行為を行ったと認められるとき
- ウ 経営状態の変化等により、委託業務の履行が困難であると県が判断したとき
- エ 著しく社会的信用を損なう行為等により、事業者として相応しくないと県が判断したとき
- オ 事業者が応募資格要件に該当しなくなったとき

11 契約の締結

- (1) 審査により選定された最優秀提案者を優先交渉者として、提出された企画提案書を踏まえて交渉を行い、本県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結します。
- (2) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、県との交渉で決定します。
- (3) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合があります。
- (4) 委託により作成された成果物に関する全ての権利は、原則として群馬県に帰属します。

ただし、提案内容によっては、条件を付して受託者に権利を帰属させることも可能とします。

- (5) 受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがあります。この場合において、県は受託者の損害を補償しません。

12 その他

- (1) 応募に係る費用は全て応募者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、一切返却しません。
- (3) 提出された書類は、本業務委託候補者の選定以外に応募者に無断で使用することはありません。
- (4) 提出された書類は、群馬県情報公開条例により、個人情報を除き公開の対象となります。
- (5) 提案内容に含まれる特許権など、法令に基づき第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は応募者が負います。
- (6) 本要領に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、別途協議の上、決定します。

13 事務担当

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館8階

群馬県東京事務所 政策調整第二係

電話番号：03-5212-9106

Mail：g-info@pref.gunma.lg.jp